平成２１年（フ）第１０８８０号
栃木県足利市山下町2451―９
破産者　金政　剛也
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１０７号
東京都江東区辰巳３―18―６、住民票上の住所東京都板橋区赤塚２丁目14―12
破産者　田中　正俊
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３２号
千葉県市川市行徳駅前１丁目14―７―208
破産者　椋本　裕一
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４５０号
神奈川県横浜市都筑区川向町103―７
破産者　松田エルリンダこと　マツダ　エルリンダ　ナザレノ
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４６６号
静岡県富士市中里54―２
破産者　溜廣　　彰
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５４７号
東京都江戸川区江戸川４丁目20―８―303
破産者　吉田　光子
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５５０号
東京都板橋区赤塚４丁目14―８―301
破産者　鉢呂　耕一
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５５６号
東京都渋谷区笹塚１丁目58番６号
破産者　株式会社Ｐｏｔｂｅｌｌｙプラス
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５５７号
東京都調布市佐須町２丁目22―11
破産者　大倉里江子
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６０号
群馬県沼田市薄根町3315―10
破産者　柳田　　昭
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７０８号
埼玉県志木市中宗岡４丁目８―12
破産者　大橋裕美子（旧姓荻原）
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７６２号
東京都世田谷区上用賀６丁目21―８―205
破産者　栂野　　聡
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７９３号
東京都江戸川区南葛西２丁目18―22―Ｉ―501
破産者　鳴島　沙織
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８０１号
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3333―238
破産者　渡邉　知之
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８９９号
東京都墨田区太平１―30―６、住民票上の住所東京都墨田区立花６丁目８―２―1413
破産者　倉谷　憲二
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９３６号
東京都大田区上池台４丁目25―９
破産者　町田　正太
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０１１号
神奈川県座間市相模が丘３丁目15―１―406
破産者　野中　康宏
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０８０号
東京都新宿区四谷４丁目６番１号
破産者　有限会社ワールドビューティーセユ
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０８１号
東京都新宿区四谷４丁目17
破産者　土屋　一男
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１０６号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目４番地19
破産者　有限会社柳田鉄工所
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３８８号
千葉県船橋市本中山５丁目１―15―301
破産者　清水　和子
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１０号
東京都新宿区余丁町13―13―103、開始決定時の住所東京都新宿区北新宿１丁目17―18―206
破産者　関根　絹代
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部